

訪問看護・介護予防訪問看護「重要事項説明書」

地方独立行政法人 北松中央病院
訪問看護ステーションたんぽぽ

1. 事業の目的

看護師等が家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護やリハビリテーションを行うサービスで介護保険の制度のほか、健康保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネージャーにご相談下さい。訪問看護・介護予防訪問看護を利用する場合には、主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。毎月主治医に報告書・計画書を提出するほか、必要に応じて連絡をとっております。

2. 運営の提供

(1)地方独立行政法人北松中央病院訪問看護ステーション（以下「事業所」という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指して支援します。

(2)事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村地域の保健、医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3)事業所は必要な時に必要な訪問看護・介護予防訪問看護の提供が行えるよう事業体制の整備に努めます。

3. 事業所の概要

事業所の名称	地方独立行政法人 北松中央病院 訪問看護ステーションたんぽぽ
代表者氏名	理事長 東山 康仁
管理者	金谷 千鶴
指定番号	4261590022（長崎県指定）
サービスの種類	指定訪問看護 ・ 指定介護予防訪問看護
事業所の住所	長崎県佐世保市江迎町赤坂299
連絡先	T E L : 0 9 5 6 - 6 5 - 3 3 0 3 F A X : 0 9 5 6 - 6 5 - 3 3 0 8 携帯電話 : 0 9 0 - 6 2 9 8 - 8 7 6 8

4. 職員の体制

職種	人数	区分		常勤換算後の人数	職務内容
		常勤	非常勤		
管理者	1	1	0	0.5	主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護・指定予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。
看護師	5	3	2	4.3	主治医の指示による指定訪問看護計画・指定介護予防訪問看護計画に基づき指定訪問看護・指定介護予防訪問看護に当たります。
理学療法士	1	1	0	1	
事務職員	1	0	1	0.5	介護給付費の請求事務を行います。

5. 営業日の案内

- 休日 土 ・ 日 ・ 祝日 ・ 年末年始（12月29日～1月3日）
- 営業時間 午前8時30分より午後5時30分まで

《当ステーションは24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております》

6. 営業地域

- 佐世保市 江迎町 ・ 鹿町町 ・ 小佐々町 ・ 吉井町 ・ 世知原町 ・ 浅子町
- 北松浦郡 佐々町
- 平戸町 田平町
- 松浦市 志佐町 ・ 御厨町

上記以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

7. 訪問看護・介護予防訪問看護のサービス内容

- 身体状況の観察・異常の早期発見・緊急対応・かかりつけ医との連絡
- お薬の管理・助言
- 食事、水分、栄養摂取の管理・排泄ケア等療養上の助言
- 清拭・洗髪・入浴介助・陰部洗浄などの清潔援助
- 終末期の看護
- 寝たきりの予防運動・体位交換・動作の指導
- 認知症の方への対応や相談
- 介護相談、介護者への技術指導、各種助言
- 褥瘡（床ずれ）予防についての助言・処置
- 医療機器等の操作援助・相談（在宅酸素・経管栄養・吸引・膀胱留置カテーテル・人工肛門等）
- その他医師の指示による診療の補助業務（自己注射・点滴・血糖測定等）
- 保健・福祉サービスなどの活用・支援
- 緊急訪問看護体制（契約された方のみ）
- 在宅におけるリハビリテーション

8. 提供するサービス内容について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービス内容
訪問看護計画・ 介護予防訪問看護 計画の作成	主治医の指示ならびに利用者に係わる居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画・介護予防訪問看護計画を作成します。
サービスの提供	計画に基づき訪問看護・介護予防報恩看護を提供します。

(2)看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行えません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者居宅での飲酒、喫煙
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除く）

- ⑥その他利用者又は家族に対して行う、宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3)ご利用に当たってのお願い
- ①やむを得ず訪問の予定変更を希望される時には、必ず前日までにご連絡をお願いします。
 - ②予定の訪問日・時間など都合により変更させていただく場合があります。事前にご連絡いたしますのでご了承ください。
 - ③訪問者には、事故等の補償規定により、いかなる場合も従業員以外は同乗することはできません。
 - ④サービス提供に当たっては、訪問看護師が交代して訪問させていただきます。ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。
 - ⑤サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定・要支援認定の有無及び有効期限）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
 - ⑥利用者が要介護認定・要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められる時は、要介護認定・要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定・要支援認定の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
 - ⑦主治の意思の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」・「介護予防訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」・「介護予防訪問看護計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
 - ⑧サービス提供は「訪問看護計画」・「介護予防訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」・「介護予防訪問看護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
 - ⑨看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という）は、サービス提供の上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>①事業者は、利用者・その家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。</p> <p>②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電子カルテを含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも</p>

	第三者への漏洩を防止するものとします。また、よりよい看護・リハビリステーションを提供するために北松中央病院と情報共有いたしております。
--	---

10. 虐待の防止について

事業所は利用者等の人権を擁護・虐待の防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 : 管理者 金谷 千鶴

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11. 暴力への対応

利用者とともにサービス提供者の人権を守る観点から、暴力等があった場合、サービスを中止する場合があります。

12. 苦情のご相談は

地方独立行政法人 北松中央病院 訪問看護ステーションたんぼぼ 相談窓口

携帯電話：090-6298-8768

(又は、地方独立行政法人 北松中央病院 医療相談窓口 代表番号0956-65-3101)

担当者 金谷 千鶴

解決責任者 東山 康仁 (地方独立行政法人 北松中央病院 理事長)

相談時間 平日 8時30分～17時30分

苦情解決の方法

①苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。地方独立行政法人北松中央病院にもご意見箱を設置しておりますので、ご利用ください。

②管理者は事務所職員・介護支援専門員に状況を確認します。

③その際、苦情解決委員会(法人内)にて協議の上、解決に努めます。

④その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求めることができます。苦情内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います。

行政機関その他の苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 長崎市博多町8番地2
	電話番号 095-826-7291
長崎県社会福祉協議会	所在地 長崎市茂里町3番地24
	電話番号 095-846-8600
佐世保市市役所 長寿社会課	所在地 佐世保市高砂町5-1
	電話番号 0956-24-1111

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員へ連絡いたします。(緊急時連絡表参照)

14. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対応救急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防

ぐための対策を講じます。なお事業者は、損害賠償保険に加入しています。

15. 災害発生時の対応

災害発生時は緊急連絡票に沿って安否確認いたしますが交通網や電話連絡も途絶える可能性がある時は訪問をお休みさせていただくことがあります。

16. 身分証携行義務

訪問看護師・理学療法士は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

17. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18. 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービスの提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」・「介護予防訪問看護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

19. サービス提供の記録

- ①指定訪問看護・指定予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等をサービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ②指定訪問看護・指定予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- ③利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20. 衛生管理等

- ①看護職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ②指定訪問看護・指定予防訪問看護事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めます。

21. 事業継続計画について

事業計画については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対して、求めがあれば閲覧することができます。

22. 掲示

看護師等は訪問看護の提供を開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対し運営規程の概要及び職員の勤務体制を記した文書をホームページ上で閲覧することができます。

23. 利用料金

毎月、10日までに前月分の請求を致しますので、月末までに地方独立行政法人北松中央病院会計窓口にてお支払い、または、下記口座にお振込み下さい。郵便局の口座から引き落としも可能です。希望される方にはご説明致します。

振込み口座 十八親和銀行 ・ 江迎支店
 普通預金口座 1286724
 口座名義 地方独立行政法人 北松中央病院
 理事長 東山 康仁

※入金確認後、領収書を発行します。

24. ご利用料金など（令和6年6月1日現在）

訪問看護料金表（介護保険）

（円）

項目	単位数	料金	ご利用負担金額				
			1割負担	2割負担	3割負担		
要支援	20分未満	303	3,030	303	606	909	
	30分未満	451	4,510	451	902	1,353	
	30分以上 60分未満	794	7,940	794	1,588	2,382	
	60分以上 90分未満	1090	10,900	1,090	2,180	3,270	
	理学療法士（20分）	284	2,840	284	568	852	
要介護	20分未満	314	3,140	314	628	942	
	30分未満	471	4,710	471	942	1,413	
	30分以上 60分未満	823	8,230	823	1,646	2,649	
	60分以上 90分未満	1,128	11,280	1,128	2,256	3,384	
	理学療法士（20分）	294	2,940	294	588	882	
支援・介護共通	サービス提供体制強化加算（1回）	6	60	6	12	18	
	緊急時訪問看護加算Ⅰ（1月）	600	6,000	600	1,200	1,800	
	特別管理加算Ⅰ（1月）	500	5,000	500	1,000	1,500	
	特別管理加算Ⅱ（1月）	250	2,500	250	500	750	
	初回加算Ⅰ（1月）	350	3,500	350	700	1,050	
	初回加算Ⅱ（1月）	300	3,000	300	600	900	
	ターミナルケア加算	2,500	25,000	2,500	5,000	7,500	
	長時間訪問看護加算（1回）	300	3,000	300	600	900	
	複数名訪問加算（1回）	30分未満	254	2,540	254	508	762
		30分以上	202	4,020	402	804	1206
退院時共同指導加算	600	6,000	600	1,200	1,800		

保険外サービス（自費）	ご利用者負担額
ご遺体のお世話	12,000
エンゼルウェイ	4,000
保険給付とらない場合の利用料（30分毎）	4,000
交通費（1回につき）	江迎町内 250

	江迎町外	300
--	------	-----

*は必ず同意が必要

項目		単位	同意 (日付)	
要支援	20分未満	早期・夜間の場合 (6:00~8:00 18:00~22:00 25%加算)	303 単位	
	30分未満		451 単位	
	30分以上 60分未満	深夜の場合 (22:00~6:00 50%加算)	794 単位	
	60分以上 90分未満		1,090 単位	
	理学療法士 (20分)		284 単位	
要介護	20分未満	早期・夜間の場合 (6:00~8:00 18:00~22:00 25%加算)	314 単位	
	30分未満		471 単位	
	30分以上 60分未満	深夜の場合 (22:00~6:00 50%加算)	823 単位	
	60分以上 90分未満		1,128 単位	
	理学療法士 (20分)		294 単位	
支援・介護共通	サービス提供体制強化加算(1回)	勤続年数 7 年以上に職員の占める割合が 30%以上	6 単位	
	緊急時訪問看護加算 I (月 1 回)	24 時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合	600 単位	*
	特別管理加算 I (月 1 回)	特別な管理を必要とする方に対して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	500 単位	
	特別管理加算 II (月 1 回)		250 単位	
	初回加算 I	病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に初回の訪問看護を行った場合	350 単位	
	初回加算 II	病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合	300 単位	
	ターミナルケア加算	在宅で死亡した方に対し、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合	2,500 単位	*

	長時間訪問看護加算（1回）	60分以上90分未満の訪問看護を実施し、引き続いて90分以上の訪問看護を行った場合	300単位	
	複数名訪問加算Ⅰ（1回）	複数の看護師等による30分未満の訪問看護を行った場合	254単位	*
		複数の看護師等による30分以上の訪問看護を行った場合	402単位	*
	退院時共同指導加算	退院又は退所に当たり看護師等が退院時共同指導を行った後に、退院又は退所後に初回の訪問看護を行った場合	600単位	
保険外	ご遺体のお知らせ エンゼルウェイ（ご遺体のお世話1,2000円 エンゼルウェイ）		16,000円	*
	保険給付とらない場合の利用料（30分毎） 交通費（1回）江迎町内 250円 江迎料外 300円		4,000円と 交通費	*

訪問看護料金表（医療保険）

（円）

訪問看護療養費		料金	ご利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ	週3回まで（看護師・理学療法士）	5,550	555	1,110	1,665
	週4日以降（看護師）	6,550	655	1,310	1,965
	週4日以降（理学療法士）	5,550	555	1,110	1,665
基本療養費Ⅲ	外泊	8,500	850	1,700	2,550
管理療養費	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
	月の2日目以降	3,000	300	600	900

加算		料金	ご利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	月1回	6,800	680	1,360	2,040
特別管理加算（月1回）	在宅悪性腫瘍等患者指導管理料 在宅気管切開患者 指導管理料 気管カニューレ・留置カテーテル	5,000	500	1,000	1,500
	その他	2,500	250	500	750

難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
	1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時・6時～8時	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算	22時～翌6時	4,200	420	840	1,260
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650	265	530	795
	月15日目以降	2,000	200	400	600
訪問看護情報提供療養費	月1回	1,500	150	300	450
ターミナル療養費1	月1回	25,000	2,500	5,000	7,500
退院時共同指導加算	退院または退所につき1回	8,000	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算	週1回	5,200	520	1,040	1,560
退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000	600	1,200	1,800
	90分を超える退院日の訪問	8,400	840	1,680	2,520
在宅患者連携指導加算	月1回	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	2,000	200	400	600
複数名訪問看護加算	週1回 看護師、理学療法士	4,500	450	900	1,350
訪問看護ベースアップ評価料1	月1回	780	78	156	234

保険外サービス（自費）		ご利用者負担額
交通費（1回につき）	江迎町内	250
	江迎町外	300
ご遺体のお世話		12,000
エンゼルウェイ		4,000
保険給付とならない場合の利用料（30分毎）		4,000

*は必ず同意が必要

項目		料金	同意 (日付)
医療保険	訪問看護基本療養費 看護師の場合 理学療法士の場合	週3日目まで	5,500円
		週4日目以降	6,550円
		週4日目以降	5,500円
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）	外泊	8,500円
	訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	7,670円
		月の2日目以降の訪問	3,000円
	24時間対応体制加算（月1回）	24時間連絡を受け、必要時訪問できる体制を整えている場合	6,800円
特別管理加算（月1回）	厚生労働大臣が定める状態の方に対し	重症度の高いもの	5,000円

		て、計画的な管理を行った場合	上記以外	2,500 円	
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回の場合			4,500 円	
	1 日に 3 回以上の場合			8,000 円	
夜間・早期訪問看護加算	夜間 8 時～22 時・早朝 6 時～8 時に訪問した場合			2,100 円	
深夜訪問看護加算	深夜 22 時～6 時に訪問した場合			4,200 円	
緊急訪問看護加算	利用者や家族等の求めに応じて、主治医の指示に基づき、緊急に訪問した場合	月 14 日目まで		2,650 円	
		月 15 日目以降		2,000 円	
訪問看護情報提供療養費 (月 1 回)	市区町村・入院時に主治医へ文書での報告を行った場合			1,500 円	*
ターミナルケア療養費 1 (月 1 回)	在宅で死亡した方に対し、死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合			25,000 円	*
退院時共同指導加算 (退院又は退所につき 1 回)	退院・退所に当たり利用者やその看護に当たっている方に在宅に必要な指導を行った場合			8,000 円	
長時間訪問看護加算 (週 1 回)	90 分を超える訪問の場合「厚生労働大臣が定める状態等」、特別訪問看護指示書期間			5,200 円	
退院支援指導加算	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合			6,000 円	
長時間退院支援指導加算	退院日に 1 回又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合			8,400 円	
在宅患者連携指導加算 (月 1 回)	在宅診療医・歯科・薬局などと連携し、それを踏まえた指導を行った場合			3,000 円	*
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回)	状態急変時に他職種と共同で訪問しカンファレンスを行った場合			2,000 円	
複数名訪問看護加算	複数名による訪問看護を行った場合			4,500 円	*
訪問看護ベースアップ評価料 (I) (月 1 回)	職員の処遇改善を促進するための制度			780 円	
保険外	交通費 (1 回)	江迎町内 250 円 江迎町外 300 円			*
	ご遺体のお世話 エンゼルウェイ	16,000 円(ご遺体のお世話 12,000 エンゼルウェイ 4,000 円)			*
	保険給付とならない場合の利用料 (30 分毎)	4,000 円 (交通費別)			*